

仕事と介護の両立で悩んだら まずはご相談ください！

例えば、こんなことありませんか？

- 父親が倒れた。介護をしなければならぬが仕事は続けたい…。
- 病院への付き添いで、仕事を休みたい。
- 介護のために年次有給休暇を使い切ってしまった。
何か利用できる制度があれば…。
- 会社に介護休業の申出をしたら、うちには制度がないと言われた。仕事を辞めるしかないのか…。



仕事と介護の両立でお困りのことがありましたら、
↓ まずはお気軽にご相談ください。 ↓

摂津市地域包括支援センター

〒566-0022

摂津市三島2-5-4

地域福祉活動支援センター3階

TEL:06-6383-1377

FAX:06-6383-5150

摂津市地域包括支援センター鳥飼分室

〒566-0052

摂津市鳥飼本町1-9-45

TEL:072-646-5101(※要予約)

FAX:072-646-5102

摂津市地域包括支援センターホームページ二次元コード →



介護休業制度等の概要

仕事を辞めることなく、働きながら要介護状態（※1）の家族（※2）の介護等をするために、以下の育児・介護休業法に基づく制度が利用できます。勤務先に制度がない場合でも、法に基づいて制度を利用できます（所定労働時間短縮等の措置を除く）。

※1 要介護状態とは？ 介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合のほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても2週間以上の期間にわたり介護が必要な状態のときには対象になります。

※2 家族とは？ 配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫

制 度	概 要
介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができます。有期契約労働者も要件を満たせば取得できます。
介護休暇	通院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うために、年5日（対象家族が2人以上の場合は年10日）まで1日又は時間単位で介護休暇を取得することができます。
所定外労働の制限 （残業免除）	介護が終了するまで、残業を免除することができます。
時間外労働の制限	介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます。
深夜業の制限	事業主は、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次のいずれかの措置を講じなければなりません。 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制度 ・時差出勤の制度 ・介護費用の助成措置 ※労働者は、措置された制度を利用することができます。
不利益取扱いの禁止	介護休業などの制度の申出や取得を理由とした解雇など不利益な取扱いを禁止しています。
ハラスメント防止措置	上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務付けています。

介護休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば、介護休業期間中に休業開始時賃金月額的一定率の介護休業給付金が支給されます。詳細は、最寄りのハローワークにお尋ねください。